定期巡回・随時対応型訪問介護看護の公募提案に当たってのＱ＆Ａ

|  |
| --- |
| Ｑ１　事業所の建物は、新築又は既存の建物の増改築・改修のいずれでもよいか。 |

Ａ　　いずれでも可です。ただし、既存の建物を増改築・改修して使用する場合は、事業開始までに、新耐震基準と同等の耐震性能を有することが必要です。

　　　なお、昭和５６年５月以前に建築確認を受けた建物である場合は、耐震診断の概要書を提出していただきます。また、耐震診断の結果、補強工事が必要な場合は、工事費用を開設資金に見込んでください。

　　　また、耐震補強工事が必要な既存の建物を利用する事業計画をもって事業者として選定された場合、地域密着型サービス事業者としての指定申請時に耐震補強工事の概要書及び耐震診断結果書を提出していただきます。

|  |
| --- |
| Ｑ２　事業所の土地及び建物は、賃借によることも可能か。 |

Ａ　　可能です。ただし、賃貸借契約書又は確約書を提出していただきます。

|  |
| --- |
| Ｑ３　応募の時点で、開設予定地を特定しなければならないのか。 |

Ａ　　応募時点では購入等まで行う必要はありませんが、提案の具体度や立地条件等を確認する必要があるため、場所を特定しておく必要があります。

|  |
| --- |
| Ｑ４　応募に当たっての留意事項の中に、「当該土地に事業所存続の支障となり得るような権利設定がない」とあるが、具体的にはどのような権利をいうのか。 |

Ａ　　整備予定の土地及び事業所の建物が売却等されることにより、事業者が移転を迫られる事態を避けるために設けたもので、支障となり得るかどうかは、抵当権の種類、借入金額等から総合的に判断します。

|  |
| --- |
| Ｑ５　運営事業者として決定された後に、応募の際の開設予定地での事業実施が困難となった場合、別の場所で事業を実施することは認められるのか。 |

Ａ　　運営事業者としての決定は、応募の際の開設予定地の立地を含めて評価・決定していますが、別の場所での利用者へのサービス提供に支障がないと判断されれば、認められる場合もあります。

|  |
| --- |
| Ｑ６　応募の際の事業計画書では一体型としていたが、一体型で確保するとしていたのと同等の看護職員等の配置をすることができれば、連携型に変更してもよいか。 |

Ａ　　事業計画の基本的な前提条件を変更するものであり、認められません。

|  |
| --- |
| Ｑ７　事業者として決定され、サービス事業者の指定申請をする段になって、事業計画書どおりの人員配置が困難となった場合、協議をすれば変更が認められるのか。 |

Ａ　　運営事業者の決定は、事業計画書に沿った指定申請がされ、事業開始後６年間は事業が継続されることを前提に行っています。指定申請の段階で、勤務時間数や有資格者数等の職員配置が、事業計画書の内容を下回っている場合は、事業計画書に虚偽の記載があったとして、決定の取消しを行うことがありますので、十分な注意が必要です。

　　　また、決定が取消しとなった場合、市は、事業所整備や既に雇用した職員の人件費など、事業所開設に要した費用について、一切負担しません。

　　　そこで、事業計画書作成に当たっては、事業を６年間維持することが可能か、十分に検討してください。